

鳥取県公報

目 次

△ 告示 公有水面埋立の免許
昭和二十七年年度医薬品販売業者認定試験に
ついて

◇ 農委告示 交換分合計画の認可

告 示

鳥取県告示第四百四十五号
公有水面埋立を次のとおり免許した。

昭和二十七年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、埋立の区域 気高郡日置村大字早牛字杉の宮一〇七番地一地主より同所字柳の前九六番地二地主に至る間及び字カヤマ字舟山地先旧日置川公有水面

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

一、埋立の面積 一、三九六坪
二、埋立の目的 農地造成
一、埋立の着手及び竣功期日
免許の日から十日以内に着手
着手の日から向う一箇年以内に竣功
一、埋立の免許を受けた者 気高郡日置村

鳥取県告示第四百四十六号
昭和二十七年年度医薬品販売業者認定試験を次のとおり施行する。

昭和二十七年九月十六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

試験の種類、科目、日時及び場所
学説試験

試験科目

薬事に関する法規

医薬品の性状、貯藏方法及び取扱上の注意事項
日時 昭和二十七年十月十六日(木)午前九時から午

前十二時まで

場所 鳥取市東町 県議会議事堂第二会議室

実地試験

試験科目

医薬品の実物鑑定及び取扱方法

日時 学説試験合格通知書を発送するとき通知する。

場所 志願者は昭和二十七年十月十日までに受験願書に試験手数料三百円を添えて所轄保健所へ提出すること。

農業委員会告示

鳥取県農業委員会告示第十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十八条の規定により八頭郡大御門村及び西伯郡淀江町農業委員会より申請のあつた農地等の交換分合計画を昭和二十七年八月八日次のように認可した。

昭和二十七年九月十六日

鳥取県農業委員会

農業委員会名

申請年月日

認可年月日

八頭郡大御門村農業委員会

昭和二十七年七月十日

昭和二十七年八月八日

西伯郡淀江町農業委員会

昭和二十七年七月五日

昭和二十七年八月八日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発 行

鳥取県鳥取市東町

鳥取県鳥取市東町

鳥取県鳥取市東町

鳥取県鳥取市東町

鳥取県鳥取市東町

鳥取県鳥取市東町

鳥取県鳥取市東町

鳥取県鳥取市東町

鳥取県鳥取市東町